

平成20年第3回美郷町議会定例会

議事日程（第2号）

平成20年3月5日（水曜日）午前10時開議

議案上程（説明）

- 第 1 議案第38号 平成20年度美郷町一般会計予算
- 第 2 議案第39号 平成20年度美郷町国民健康保険特別会計予算
- 第 3 議案第40号 平成20年度美郷町老人保健特別会計予算
- 第 4 議案第41号 平成20年度美郷町簡易水道事業特別会計予算
- 第 5 議案第42号 平成20年度美郷町下水道事業特別会計予算
- 第 6 議案第43号 平成20年度美郷町農業集落排水事業特別会計
- 第 7 議案第44号 平成20年度美郷町後期高齢者医療特別会計予算

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（21名）

1番	鈴木 一 君	2番	福田 守 君
3番	杉澤 隆一 君	4番	熊谷 隆一 君
5番	鈴木 良勝 君	6番	中村 利昭 君
7番	中村 美智男 君	9番	武藤 威 君
10番	戸沢 藤一 君	11番	森元 淑雄 君
12番	熊谷 良夫 君	13番	齊藤 新一郎 君
14番	澁谷 俊二 君	15番	泉 繁夫 君
16番	吉野 久 君	17番	深沢 義一 君
18番	高橋 正治 君	19番	戸澤 勉 君
20番	飛澤 龍右エ門 君	21番	高橋 猛 君
22番	伊藤 福章 君		

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長	松田 知己 君	副 町 長	佐々木 敬治 君
収入 役	坂本 昇一 君	町長公室長	深澤 廣 君
総務課長	深澤 廣 君	企画課長	小原 正彦 君
税務課長	藤原 茂夫 君	住民生活課長	鈴木 四郎 君
総合サービス課長	山内 英世 君	福祉保健課長	辻 一志 君
農政課長	照井 智則 君	商工観光課長	小林 宏和 君
建設課長	鈴木 隆 君	国体室長	澁谷 陽嗣 君
出納室長	深澤 章一 君	農業委員会会長	蒔野 賢之輔 君
農業委員会 事務局 長	小野寺 光廣 君	教育委員長	佐藤 孝 君
教 育 長	後松 順之助 君	学務課長	高橋 薫 君
社会教育課長	泉谷 隆雄 君	幼児教育課長	齊藤 克也 君
代表監査委員	久米 力 君		

職務のため出席した者の職氏名

事務局 長	深澤 克太郎	庶務班 長	後藤 貞江
主 査	武田 浩之	兼 議事班 長	

◎開議の宣告

○議長（伊藤福章君） おはようございます。定刻並びに出席議員が定足数に達していますので、会議を再開いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に差し上げております日程表により行います。

（午前10時00分）

◎議案第38号の上程、説明

○議長（伊藤福章君） 日程第1、議案第38号 平成20年度美郷町一般会計予算を上程し、議題といたします。

議案を朗読いたします。事務局長。

（事務局長朗読）

○議長（伊藤福章君） 平成20年度美郷町一般会計予算の説明に入ります。

最初に、総務課長より説明を求めます。総務課長。

○総務課長（深澤 廣君） それでは、最初に予算編成に当たっての状況を述べさせていただきます。

一般会計の予算規模は、103億5,933万円となりました。前年度に比較して6億567万円、約5.5%の減となっております。歳入についてですが、歳入の根幹となる地方交付税は、国の財政が苦しいのと相まって年々漸減という状況にあり、地方譲与税を初めとする国からの交付金も同じ状況でございます。加えて、町税も前年度と比較して減少傾向となっております。

歳入不足を補うものとして、基金の取り崩しや町債ということになりますが、これらについては将来の財政状況をよく見極めた上での計画的な対応が必要であり、安易に考えるものでないこととは言うまでもありません。歳出につきましては、経常収支比率が依然として高い水準にあることを踏まえ、その改善のために消耗品を総合サービス課で一括管理するなど、行政経費の効率化に向けた取り組みをさらに強めていかなければならないと考えてございます。このようなことを踏まえての予算編成になりました。

前年対比で約6億円の減額の内容ですが、歳入で主なものは町債が約2億9,000万円、これは実

質公債費比率の改善を見据えたことによります。前年度繰越金が2億円、これは精査により大きく望めない状況にあります。財政調整基金の取り崩しが約9,600万円、これは今後の財政状況を考えた上での対応ということになりました。

歳出で主なものは、特別会計への繰出金が約1億5,800万円、これは老人保健特別会計への繰り出しが大きく減額となっていることによります。普通建設事業が約2億4,000万円、これは土地改良事業の償還金が昨年一部繰上償還されたこと、また堆肥センターの建設が終了したことなどによります。人件費が約9,000万円、これは職員数の減によるものです。

平成16年度の合併以降、当初予算の総額は年々減少の傾向にあります。もしかしたら、予算規模が小さくなるというのは行政の後退ととられる向きもあるかもしれません。しかし、歳入の根幹をなす地方交付税等が年々減少する中で、予算規模が落ちないというのは特別な事業がある場合を除いて基金の取り崩しや町債の増額など、どこかに無理があるものと思います。将来へいたずらに負担を残さないようよく検討しながら、予算編成に当たっているところです。

それでは、順次ご説明させていただきます。

11ページ、お願いいたします。継続費についてご説明いたします。

8款4項都市計画費の防災行政無線整備事業ですが、これは災害発生時または災害の発生する恐れがある場合に住民等への被害を最小限に抑えるための情報伝達手段の有効な環境整備を進めるもので、平成20年度から24年度までの5年間の継続事業となります。

次のページをお願いいたします。地方債でございますが、前年度に比較して2億9,420万円の減額となっております。内容につきましては、歳入でご説明いたします。以上です。

○議長（伊藤福章君） それでは、歳入1款町税1項町民税から順次説明を求めます。税務課長から順次説明ねがいます。税務課長。

○税務課長（藤原茂夫君） おはようございます。

初めに、町税について簡単に概略を説明いたします。20年度当初予算におきます町税は14億6,355万2,000円で、19年度当初予算比では4,851万8,000円の減となっております。歳入全体の町税の割合としましては、14.1%となっております。

それでは、平成19年度と比較しまして、特に大きく変わった税目について説明いたします。17ページになります。

1款1項1目個人につきましては、景気あるいは雇用の不安定によりまして税収の伸びは期待できないものと考えられまして、前年比2,569万円の減となっております。

2項1目固定資産税につきましては、土地の評価額を3%比較修正したもので、2,130万1,000円の減であります。

2目の国有資産等所在市町村交付金及び納付金につきましては、これまで日本郵政公社納付金がありましたけれども、民営化に伴う廃止によりまして課税基準案について県からの指示で協議中ではありますが、後日1目の固定資産税に納入になるものであります。

3項の軽自動車税、次の18ページになります4項の町たばこ税、5項は存置項目であります、6項の入湯税につきましては、収入見込み額を計上しております。以上であります。

○総務課長（深澤 廣君） 続きます、2款地方譲与税から20ページの10款交通安全対策特別交付金まででございますが、国でしめしている平成20年度地方財政対策に基づいて計上してまいります。

9款の地方交付税につきましては、前年比5,200万円ほど多く見てございますが、これは地域再生対策費の交付が見込まれることなどによります。地方交付税以外につきましては、ほとんど落ち込んでいる状況でございます。以上です。

○福祉保健課長（辻 一志君） 済みません。11款1項1目民生費負担金の高齢者福祉費負担金でございますが、老人保護施設入所者の負担金でございます。現在、養護老人ホームに入所している方16名とその扶養義務者5名に係る負担金でございます。

○幼児教育課長（齊藤克也君） 21ページに入りますが、同じく2節保育料負担金ですが、これは保育所の保育料の保護者負担及び町外からの広域入所の保育業務委託に伴います他市からの負担金分でございます。

○学務課長（高橋 薫君） 教育費負担金でございます。2目1節・2節の小学校、中学校負担金ですが、いずれも日本体育スポーツ振興センター負担金でありまして、学校災害共済の掛け金945円のうちの児童生徒1人当たり500円の保護者負担であります。

○商工観光課長（小林宏和君） 失礼しました。12款1項1目であります。行政財産目的外使用につきましては、雁の里温泉を初めとします公共施設使用料の実績計上となっております。

○福祉保健課長（辻 一志君） 2目の民生使用料ですけれども、もとだて児童館の使用料で、児童館としての使用に支障のない場合にはその他のものにも使用させることができるとの設置条例の規定に基づいて、児童関係以外の地域の集会等に使用した場合の使用料でございます。

○住民生活課長（鈴木四郎君） 3目の衛生使用料でございます。こちらにつきましては、前年度見込み等を勘案した計上になってございます。以上です。

○総合サービス課長（山内英世君） 4目の農林水産の使用料ですが、これにつきましてはふれあいセンター、それから六郷の交流センターの使用料でございます。

○商工観光課長（小林宏和君） 5目の商工使用料であります。公共施設の使用料の実績計上のほか、後三年スキー場簡易リフトの使用料を新たに計上してございます。

○建設課長（鈴木 隆君） 6目1節でございますが、住宅使用料でございます。185戸分の使用料で、前年度実績で計上しております。

次のページでございます。2節の道路使用料でございますが、東北電力N T Tの電柱占用料で、前年度実績見込みで計上しております。3節の公園使用料につきましては、六郷プール、テニスコートの使用料でございます。

○幼児教育課長（齊藤克也君） 7目教育使用料でございますが、1節幼稚園使用料です。これは、幼稚園の使用料として保護者から納めていただくものでございます。

○社会教育課長（泉谷隆雄君） 同じく2節、3節でございますが、こちらは社会教育施設並びに社会体育施設の使用料でございます。それぞれ、これまでの実績を踏まえて計上してございます。以上です。

○住民生活課長（鈴木四郎君） 続きまして、2項1目の1節でございます。こちらにつきましては、戸籍及び住民票等の交付手数料の前年度を勘案した計上になってございます。以上です。

○税務課長（藤原茂夫君） 2節の事務手数料、3節の督促手数料につきましては、前年実績を考慮しまして計上しております。

○住民生活課長（鈴木四郎君） 2目の衛生手数料でございます。1節でございますけれども、こちらにつきましても前年度を勘案した予算の計上になってございます。それから、2節につきましては、有料ごみ袋の交付手数料が新たに計上されてございます。こちらにつきましては、年間の必要枚数等を勘案した計上になってございます。以上です。

○商工観光課長（小林宏和君） 3目の商工手数料ですけれども、事務手数料の存置計上となっております。

○福祉保健課長（辻 一志君） 続きまして、13款1項1目民生費の国庫負担金でございますが、1節社会福祉費負担金は保険者支援分の保険基盤安定負担金でございます。これは、低所得者を多く抱える保険者を支援する国の制度でございます。

それから、2目障害者負担金ですが、障害者自立支援法に基づいて交付される国の負担金でございます。

○**幼児教育課長（齊藤克也君）** 同じく3節児童措置費負担金でございますが、これは町内にお住まいで仕事などの関係で町外の民間保育園に入園されている方々について、町として保育業務の委託料を支払っておりますが、その委託料に対する国庫負担分でございます。

○**社会保健課長（辻 一志君）** 続いて児童手当交付金ですけれども、児童手当に対する国庫の負担分でございます。

2項1目1節の障害者福祉補助金でございますけれども、地域生活支援事業費補助金は市町村が主体となって行う事業に対する国の補助金でございます。

それから、障害程度区分認定等事務費補助金も、認定事務にかかわる国の補助金でございます。

続いて、次世代育成支援対策交付金でございますけれども、児童相談など乳児などに対する総合・統合補助金となっております。

○**建設課長（鈴木 隆君）** 2目1節の環境衛生費補助金でございますが、これは合併浄化槽設置に係る国の補助金で、60基分でございます。

○**農政課長（照井智則君）** 続きまして、24ページをお願いいたします。3目の農林水産業費国庫補助金でございますけれども、1節でございますが担い手アクションサポート事業の経営指導や活動支援に対する助成で、補助率が事業内容によりまして100%のものと2分の1という二つのもので構成されてございます。以上です。

○**商工観光課長（小林宏和君）** 4目商工費でございます。これは、六郷中央地区の景観事業に対する助成、それから回遊ルート整備に対する補助金となっております。

○**建設課長（鈴木 隆君）** 5目1節の道路新設改良費補助金でございますが、20年度予定しております改良維持工事に対する交付金でございます。補助率は100分の55となっております。2節でございますが、13トン除雪ドーザ1台、ロータリー除雪車1台の更新を予定しておりますが、更新に伴う補助金で3分の2の補助率でございます。

○**住民生活課長（鈴木四郎君）** 続きまして、3節でございます。こちらにつきましては、新たに計上するものでございまして、水防法に従いまして降雨等により河川が氾濫した場合想定される浸水区域を表したハザードマップを作成するものの経費に対しまして、補助のあるものでございます。補助対象経費の3分の1の補助金でございます。

また、まちづくり事業費交付金につきましては、20年度から開始されるわけでございますけれども、こちらにつきましては災害時の住民への情報伝達施設等を整備するもので、対象経費の40%の補助金となっております。以上です。

○建設課長（鈴木 隆君） 同じく4節でございますが、塚2地区に4戸の町営住宅建築や、小安門住宅に手すり設置工事を予定しております。それらの建築工事に対します交付金でございます。

○学務課長（高橋 薫君） 6目1節、2節、小学校及び中学校補助金ですが、いずれも要保護児童生徒に給付する医療扶助費に対する国庫補助金と、六郷中学校大規模改修に関する補助金を計上しております。

○幼児教育課長（齊藤克也君） 4節の幼稚園費補助金でございますが、これは幼稚園に入園している家庭のうち、経済的に困窮している家庭に対しまして授業料の減免を行う財源の国庫からの補助分でございます。

○社会教育課長（泉谷隆雄君） 4節でございますが、こちらは本堂城回地区の県営ほ場整備事業に伴う埋蔵文化財発掘調査費、並びに試掘調査費に対する補助金でございます。以上です。

○住民生活課長（鈴木四郎君） 3項1目1節でございます。こちらにつきましては、19年度の実績を踏まえた予算の計上になってございます。以上です。

25ページをお願いいたします。2節でございます。こちらにつきましても、前年度の実績を勘案した予算の計上になってございます。以上です。

○福祉保健課長（辻 一志君） 続いて、児童福祉費委託金でございますけれども、これは常時の介護が必要な児童の扶養者に対して支給される特別児童扶養手当の申請事務に対する国からの委託金でございます。

○住民生活課長（鈴木四郎君） 2節でございます。こちらにつきましては、基礎年金分、それから協力連携分と分かれてございますけれども、19年度の実績を勘案した予算の計上になってございます。以上です。

○福祉保健課長（辻 一志君） 続いて、14款1項1目民生費県負担金のうち、1節社会福祉費負担金ですが、保険基盤安定負担金の軽減分については、保険税の軽減に対する県の負担でございます。4分の3になっております。

続いて、保険者支援分の基盤安定負担金は、先ほど国のところで説明しましたけれども、こちらの方は4分の1県の負担になっております。そして、新しいものとして、保険基盤安定負担金の後期高齢者医療分がございます。これについては、国保税と同じような考え方ですけれども、軽減された分の4分の3について県からの負担がございます。

続いて、2節障害者福祉費負担金の自立支援給付費負担金ですけれども、国に対して県が4分の1の負担となっております。

○**幼児教育課長（齊藤克也君）** 3節の児童措置費負担金でございますが、町外民間保育園への保育業務の委託料に対する県負担分でございます。

○**福祉保健課長（辻 一志君）** 次に、4節児童手当交付金ですけれども、児童手当に対する県の負担でございます。

その下、衛生費県負担金の保険事業費負担金ですが、650万円ほどの減額となっておりますけれども従来市町村が行ってきた基本検診が特定検診として医療保険者に義務づけられたことから、基本検診に対する県負担金が減額になっております。ここでの事業としては、肝炎ウィルス検査、歯周病検査などがございます。

○**町長公室長（深澤 廣君）** 続きまして、2項1目1節の合併市町村特例交付金でございますが、これは合併に対する交付金で、平成16年度から1億2,000万円ずつ5年間交付されるものでございます。

○**企画課長（小原正彦君）** 続きまして、2節でございます。生活バス路線維持費補助金でございますが、生活バス路線5路線に対する補助金でございます。前年度実績により計上してございます。

○**福祉保健課長（辻 一志君）** 次に、民生費県補助金の1節障害者福祉費補助金でございます。地域生活支援事業費補助金は、町が主体となつて行う事業に対する県の補助金でございます。

その下、障害者自立支援臨時対策事業費補助金ですけれども、これにつきましては通所事業所が行う送迎サービスとか、従来報酬額が日割り計算になったことによって減収になった場合の補償などに対する県の補助金でございます。

それから、2節高齢者福祉費補助金の老人クラブ助成費補助金ですけれども、老人クラブに対する県の補助でございます。

○**幼児教育課長（齊藤克也君）** 3節の児童福祉費補助金でございますが、まずすこやか子育て支援事業補助金についてでございますが、これは県の子育て将来ビジョンのメニューの一つであります。これまで拡充あるいは見直し等、県の方で大分議論をされた事業でございます。ただし、これまでの議論の中では常に21年度からの変更という説明でございましたので、来年度予算につきましては従来どおりゼロ歳児につきましては1月1万円、1歳以上の入園児につきましては保育料を半額助成で計上してございます。

しかしながら、2月の中旬になりまして県より20年度に前倒して見直しを実施したい旨の連絡があり、県議会に提案したとのことでございました。町といたしましては、この事業に関して

はこれまでさまざまな議論や修正があったことなどを踏まえまして、県の予算や仕組みが確定次第必要な判断をしたいというふうに考えてございます。したがいまして、本予算案におきましては提出しておりますとおり、歳入歳出とも従来どおりの形で予算を計上させていただいております。

それ以外の事業につきましては、子育て支援関係事業と放課後児童クラブの事業及びフッ素洗口の実施に関する県の補助金でございます。以上です。

○福祉保健課長（辻 一志君） 4節医療給付費補助金です。福祉医療費補助金につきましては、県の制度に該当する額の2分の1の額が補助として来るものでございます。

5節社会福祉費補助金ですが、地域福祉総合推進事業費補助金で、これは県の単独の補助金で町としては社会福祉協会が行っております寝たきりの送迎サービスの事業、あるいは20年度新規に予定しております自殺予防のためのボランティアの養成事業など社協が行う事業に対して、町の補助分2分の1分を加えて助成するものでございます。

その下、保健衛生総務費補助金の母体健康推進支援事業費補助金でございますけれども、妊婦検診に対する県の補助金で、一般検診4回分、歯科検診1回分でございます。なお、20年度につきましては県で全額県の扶養により3回分の一般検診の追加を予定しておりまして、正式に決定された場合には追加の補正をお願いすることになると思っております。なお、補助率は2分の1でございます。

その下、子宮がん検診助成事業費補助金ですけれども、これは国の定める基準では子宮がん検診は2年に1回となっておりますけれども、県の場合20歳から39歳までの方に対しては毎年実施するという独自の基準を定めておりまして、この基準に従って検診を実施した場合、国の基準を超えたものについて検診費用の2分の1を助成するものでございます。

○建設課長（鈴木 隆君） 同じく2節環境衛生費補助金でございますが、これは合併浄化槽設置に対します県の補助金で、3分の1の補助率でございます。

○農業委員会事務局長（小野寺光廣君） 4目農林水産業費補助金1節の農業委員会交付金ですが、19年度実績額とほぼ同額を予算計上いたしております。また、今年度実施予定の標準小作料改訂事業費の補助金を予算計上いたしております。以上です。

○農政課長（照井智則君） 同じく、2節農業振興費補助金でございますけれども、19年度実績及び事業要望の積み上げによりまして、事業費を計上してございます。なお、フロンティア農業者育成事業につきましては、2名の方々の研修費の補助金を計上しており、補助率は3分の2でござ

ざいます。

次に、同じく3節農村整備補助金ですが、農地水環境保全向上活動推進交付金は、事業推進に要する事務費補助で、補助率100%で計上しております。農産漁村活性化プロジェクト支援交付金ですけれども、羽貫谷地地区のほ場整備採択に伴う地形図作成業務と農用地集団化計画書作成のための補助金で、補助率50%で計上してございます。

次に、5節林業費補助金でございますけれども、松くい虫防除対策事業及び森林整備のための地域活動支援のための事業費補助で、補助率は4分の3で計上してございます。

○議長（伊藤福章君） 税務課長。

○税務課長（藤原茂夫君） 4節の国土調査費補助金であります。これは、補助対象事業費の補助率75%を計上しております。

○建設課長（鈴木 隆君） 5目1節の河川総務費補助金でございますが、これは草刈りなど河川的环境整備に対します補助金で、1名当たり500円、2,100人が対象となっております。

○住民生活課長（鈴木四郎君） 2節でございます。こちらにつきましては、ハザードマップ作成に要する事業費に対します補助金で、補助対象経費の3分の1を計上してございます。以上です。

○学務課長（高橋 薫君） 6目1節教育総務費補助金であります。学校教育の将来構想策定事業に関する補助金で、定額補助となっております。2節中学校費補助金ですが、日本語支援を要する児童生徒に対しまして、生活サポート員を配置しておりますので、そのための補助金でございます。

○社会教育課長（泉谷隆雄君） 3節でございますが、こちらは本堂城回地区県営ほ場整備事業に伴う埋蔵文化財発掘調査費と試掘調査に対する補助金でございます。

○商工観光課長（小林宏和君） 7目1節であります。空き店舗入居者の賃借料に対する県補助金でございます。

○町長公室長（深澤 廣君） 次の3項1目1節の県広報紙類配布委託金でございますが、これは内容は県の広報紙、それから県議会広報紙の配布でございます。

○企画課長（小原正彦君） 三つ目の権限移譲推進交付金でございますが、こちらは国土利用計画保護に係る土地の売買についての届出事務に対する交付金でございます。

○税務課長（藤原茂夫君） 2節の税務総務費委託金です。これは県民税徴収取扱交付金で、前年と同額を計上しております。

○住民生活課長（鈴木四郎君） 3節でございます。こちらにつきましては、前年と同額の計上を

してございます。以上です。

○企画課長（小原正彦君） 4節統計調査事務費委託金でございますが、4統計に対する委託金を計上してございます。以上です。

○総務課長（深澤 廣君） 5節の選挙費委託金でございますが、これは知事選挙の執行経費でございます。

○福祉保健課長（辻 一志君） 次のページ、28ページをお願いいたします。母子・父子福祉費委託金でございますけれども、これは県から権限移譲された事務で、福祉資金の貸付事務に対する交付金でございます。

○住民生活課長（鈴木四郎君） 3目1節でございます。こちらに関しましては、個人の墓地経営等に関する交付金でございます。以上です。

○農政課長（照井智則君） 4目1節農業総務費委託金でございますけれども、有害鳥獣駆除の事務移譲に伴う交付金でございます。

同じく2節農業振興費委託金でございますけれども、新たな米自給対策を推進するため、米の数量調整を円滑に進めるための交付金でございます。

○商工観光課長（小林宏和君） 5目1節であります。県から権限委譲されました許認可等への交付金であります。以上です。

○建設課長（鈴木 隆君） 6目1節の土木総務費委託金でございますが、これは県道の一部の除雪に対します委託金でございます。また、都市計画や確認申請等の事務にかかわります権限移譲交付金でございます。

○社会教育課長（泉谷隆雄君） 7目でございますが、こちらは本堂城回地区県営ほ場整備事業に伴う埋蔵文化財発掘調査の委託金でございます。事業費の90%でございます。以上です。

○総務課長（深澤 廣君） 15款1項1目1節の土地貸付収入でございますが、これは貸付先は旧千畑町にございます誘致工場や六郷町にあります保健事業団等になります。その下の建物の貸付収入でございますが、貸付先は仙南診療所、それから六郷仙南の土地改良区などがございます。

その下の2目の利子及び配当金でございますが、これはそれぞれの基金の預金利子となります。

次のページいきまして、2項1目1節の一つ目土地売払収入でございますが、将来的に使用見込みがないと思われる町有地につきましては、原則売却したいと考えてございます。その見込額でございます。

○商工観光課長（小林宏和君） 3目1節であります。これにつきましては、ラベンダーまつりの

ときのラベンダーの摘み取り料を計上してございます。

続きまして、16款1項1目1節であります。今年度は、新たにラベンダーまつり時に協力金を
お願いするものでございます。以上でございます。

○福祉保健課長（辻 一志君） 17款1項1目1節でございますけれども、存置となっております。

○総務課長（深澤 廣君） 2項1目1節の財政調整基金繰入金は、基金の取り崩しで一般財源に
充当いたします。

○農政課長（照井智則君） 30ページをお願いいたします。17款2項2目2節でございますけれど
も、存置項目として計上してございます。

○住民生活課長（鈴木四郎君） 3目1節でございます。こちらにつきましては、百目木最終処分
場の整備に要する経費に繰り入れをお願いするものでございます。以上です。

○総務課長（深澤 廣君） 18款1項1目1節の前年度繰越金は、1億円を見込んでございます。
昨年未に見込み調査をいたしました、大幅に落ち込んでおりますので、前年比2億円の減と
見てございます。

○税務課長（藤原茂夫君） 19款1項1目の延滞金、2目の加算金につきましては、それぞれ前年
度額を計上しております。

○総務課長（深澤 廣君） 2項1目1節の町預金利子でございますが、これは歳計現金に対する
預金利子でございます。

○学務課長（高橋 薫君） 3項1目1節の奨学資金貸付金元利収入ですが、これは奨学資金の償
還金でございまして、229名分を見込んでございます。

○福祉保健課長（辻 一志君） その下、高齢者住宅整備資金の貸付金でございますけれども、住
宅整備資金の償還金です。8件分でございます。

次に、障害者住宅整備資金の貸付金ですけれども、こちらは2件分の償還になっております。

○商工観光課長（小林宏和君） 4目1節であります。これにつきましては、金融機関への預託す
る振興資金の元利収入分を計上してございます。

○福祉保健課長（辻 一志君） その次、母子家庭及び寡婦家庭住宅整備資金貸付の元利収入です
けれども、1件分でございます。

○商工観光課長（小林宏和君） 6目1節であります。これにつきましては、町内商業組合へ貸し
付けした償還額を計上してございます。

○住民生活課長（鈴木四郎君） 4項1目でございます。1節の交通災害共済の事務取扱受託収入

でございます。こちらにつきまして、前年の実績を加味した予算計上になってございます。以上です。

○福祉保健課長（辻 一志君） 次の民生費受託事業収入でございますけれども、介護保険の保険者である広域市町村組合から広域を構成するそれぞれの自治体に委託金として支払われるものでございます。介護保険法の規定によって、給付費の一定割合を介護予防や包括的支援事業などの地域支援事業に充てることが定められておりまして、介護予防事業受託収入は転倒骨折予防・栄養改善など、また包括的支援事業受託収入は地域包括支援センターあるいは介護者交流・介護用品事業などの事業に要する委託料でございます。なお、介護保険の加入者を対象に実施してきた生活機能評価でございますけれども、20年度から介護保険料を財源とした介護予防事業として実施されることにより、前年度に比較して収入が大きく増加しているところでございます。

次の、介護予防サービス計画収入ですけれども、要介護認定審査において要支援と認定された方に対する介護予防サービスの計画作成に対して、その作成費用として基準に従って介護保険の給付等の支払い事務などを行っている国民健康保険団体連合会から支払われるものでございます。

○農業委員会事務局長（小野寺光廣君） 3項1節農林水産業費受託事業収入ですが、農業者年金業務、それから農地保有合理化促進事業及び流動化業務委託収入でございます。19年度実績額とほぼ同額を予算計上いたしております。以上です。

○税務課長（藤原茂夫君） 次の32ページになります。19款5項1目の弁償金であります。これは存置項目として計上しております。

○学務課長（高橋 薫君） 5項3目1節の給食費ですが、小中学校児童生徒教職員等の給食費の受け入れでございます。また、幼稚園・保育園につきましては、職員、一時保育員の給食代でございます。

○幼児教育課長（齊藤克也君） 4目過年度収入は、保育所運営費負担金に係ります存置でございます。

○総務課長（深澤 廣君） 5目1節の雑入に入らせていただきます。上から八つ目になりますか、雇用保険被保険者負担金でございますが、これは臨時職員の本人負担分となります。その下の秋田県市町村振興協会交付金でございますが、これは市町村振興を目的とした宝くじ売上金からの助成でございます。

○住民生活課長（鈴木四郎君） 続きまして、上から10番目くらいなんですけれども、再資源収益還元金でございます。こちらにつきましては、六郷地区におきましてエコパック等で回収してい

るアルミ缶・新聞・それから千畑地区・仙南地区で回収してございます古紙の還元金でございます。これらは、実績に基づいた計上になってございます。以上です。

○福祉保健課長（辻 一志君） その下の後期高齢者検診事業費補助金でございますけれども、広域連合からの補助金でございます。検診費用の全額を広域連合で補助するものでございます。全県統一した取り扱いとなっております。美郷町の場合には、1,500人分を予算計上してございます。

それから、少し飛んで総合検診から軽度生活援助事業利用料まででございますけれども、それぞれの事業に要する自己負担分です。なお、総合検診料につきましてはがん検診の負担になりますけれども、これについては個人負担若干引き上げをさせていただいているところでございます。

○商工観光課長（小林宏和君） 次の上から13行目です。周辺環境整備費負担金であります。これにつきましては、サテライト六郷の競輪事業収入となっております。

その下であります。雁の里複合温泉の売店手数料、その下の厨房ガス電気手数料であります。これは温泉テナントの手数を計上してございます。

それから、その下の地域活性化センター交付金であります。これは地販地消推進への交付金等を計上してございます。以上でございます。

○幼児教育課長（齋藤克也君） 32ページの終わりの方に、288万円という金額があるかと思えます。放課後児童健全育成事業費保護者負担金ですが、これは児童クラブの利用者からの利用料でございます。

○総務課長（深澤 廣君） 続きまして、33ページをお願いいたします。20款1項の町債でございますが、それぞれの主な用途をご説明いたします。

1目1節の振興基金造成事業債でございますが、これは振興基金として積み立てします。

それからその下の農村整備事業債ですが、ほ場整備に要する経費です。

その下の畜産環境整備事業債ですが、堆肥センターの追加工事に充てます。

その下の商工振興事業債ですが、町なみ環境整備事業でございます。

その下の観光施設整備事業債ですが、ユートピアの温泉掘削工事に要する経費です。

その下の町道新設改良事業債ですが、町道の新設改良に充てられます。

その下の町営住宅整備事業債ですが、町営住宅の建築のための経費です。

その下の都市計画事業債ですが、防災のまちづくり事業に充てられます。

次のページをお願いいたします。一つ目の総合消防分署整備事業債でございますが、これは広

域消防における西分署の建設費となります。

その下の教育施設整備事業債ですが、六郷小学校及び六郷中学校の校舎改修事業に充てられます。

その下の教育助成事業債ですが、これは奨学資金の貸付金でございます。

最後に臨時財政対策債でございますが、これは一般財源に充当いたします。

ただいまご説明したこれらの町債を、目的ごとに取りまとめたのが12ページの第3表地方債となります。以上です。

○議長（伊藤福章君） 一般会計予算の歳入の説明が終わりました。

次に、歳出について。1款議会費より順次説明を求めます。総務課長。

○総務課長（深澤 廣君） 最初に、人件費全体についてご説明いたします。総額で22億2,420万3,000円で、前年比9,038万2,000円、率にして3.9%の減となっております。この数字は、特別職及び一般職の合計額となります。一般職の人件費ですが、19年度における退職見込み者は12人、20年度の採用予定者は3人として267人分を計上してございます。

それでは、歳出についてご説明いたします。35ページ、お願いいたします。

1款1項1目の議会費でございますが、これは議員の報酬や職員の人件費が主なものでございます。

次のページをお願いいたします。2目の議会広報費でございますが、これは議会広報紙の発行に要する経費となります。

2款1項1目の一般管理費でございますが、これは通常の業務遂行に要する経費が主なもので、消耗品の購入、郵送料、事務機器の借り上げ、広域市町村組合への事務費負担金などが主なものとなります。

38ページをお願いいたします。24節の出資金でございますが、これは平成19年5月に地方公営企業等金融機構法というのが成立してございます。この法律の狙いは、現在の政策金融機関が担っている機能を抜本的に見直すことにあります。政策金融機関の一つである公営企業金融公庫、地方債を借りている中の一つの金融機関でございますが、この公営企業金融公庫については廃止する。廃止後の新たな仕組みとして、地方公共団体は共同して資金調達のための新組織をみずから設立するとされてございます。この新しい組織がこの機構でありまして、公営企業金融公庫はことしの10月に解散し、その一切の権利義務は新しい機構に継承することになります。この機構へは、すべての地方自治体が出資することになっておりまして、町には200万円の割り当てがされ

ることになってございます。

次のページをお願いいたします。2目の行政推進費でございますが、平成17年度において町の行政経営プランを作成しておりますが、これは行政運営から行政経営への変革を図るものです。言い方を変えますと、言いつけられた仕事をただこなしていればよいというのではなく、一歩進んで職員個々が町の経営者であるというとらえ方で、日常業務に当たらなければならないというものでございます。その意識改革のための研修に要する経費でございます。

3目の文書広報費ですが、これは町の広報紙とお知らせ版の発行に要する経費でございます。

○出納室長（深澤章一君） 4目の会計管理費でございますけれども、主に職員4人分の給与費の計上でございます。

○総務課長（深澤 廣君） 5目の財産管理費でございますが、これは三つの庁舎の施設の維持管理費や庁舎内の諸設備の保守点検、町有林等の財産の維持管理に要する経費が主なものでございます。

○企画課長（小原正彦君） 6目の企画費です。昨年度に引き続き交通対策事業、地域国際交流事業、ふるさと会、自転車をつなぐまちづくり事業、男女共同参画事業、定住情報提供事業などを実施する予算を計上してございます。

交通対策事業としましては、山形新幹線関係の負担金、飯詰駅舎管理委託料、生活バス路線維持補助金1,226万1,000円のほかに、新たに地域交流の促進と公共交通空白地域解消のために予約制いわゆるデマンド型の乗合タクシーの運行費として13節乗合タクシーの運行委託料、それと事業主体でございます活性化再生協議会負担金687万6,000円の予算を計上してございます。

この予算につきましては、予算編成時において国の補助が確定していないためと、当初交付決定の時期が5月予定であったということで、4月・5月の2カ月間を町が実施、6月から協議会が実施するというので予算を計上してございます。その後2月末に4月交付決定ということで、口頭ではございますが運輸局の方より連絡がございまして、次回の補正予算において国の補助等を見込んだ減額をする予定でございます。およそ422万円の負担金ということになるかと思えます。また、補正予算の際にもお願いしましたが、20年度事業でございますが、3月14日付の広報お知らせ版の方にこの事業の内容の周知を行いたいと思いますので、議員の皆様方のご理解をお願いしたいと思います。

次に、地域間交流と国際交流についてですけれども、これまでの大田区・筑波市、かすみがうら市との交流に加えまして、昨年度から実施しております那珂川町との行政交流、こちらを追加

してございます。また、国際交流につきましては台湾瑞穂郷との交流関係の補助金を、交流が決定した際に計上するというので、今回の予算では外国住民等サポート事業負担金のみの計上でございます。

次に、ふるさと会関係では、職員の参加を2名から1名として、旅費等の減額を行ってございます。

男女共同参画関係では、住民懇話会、出前講座、男の料理教室等々の事業計上してございます。なお、美郷の味販売促進事業につきましては、7款の商工費に移行になってございます。以上でございます。

失礼しました。次に、7目の電子計算費でございます。昨年度に引き続き住民情報システム、財務人事給与システム、イントラネットシステムなどの保守や電子計算機保守整備関係として、情報システムの管理費、それからホームページ管理費などを計上してございます。

そのうち、今年度は情報機器の安定稼働と事務の向上を図るための情報システム強化費としまして、耐用年数の経過したパソコン40台の更新と、小中学校用のパソコン10台の購入費を計上してございます。

また、2011年7月24日にテレビ電波がこれまでのアナログ放送から地上デジタル放送に完全移行になるために、難視聴地域が発生しないよう事前の対応をとるため、町内10カ所の地デジ電波の調査を実施します。電子計算費の総額は5,556万6,000円となっております。以上でございます。

○住民生活課長（鈴木四郎君） 続きまして、8目の交通安全対策費でございます。こちらにつきましては、前年度より増額になってございます。

主な内訳でございますけれども、交通指導車の更新を予定してございます。こちらに関する経費の計上が増額の要因となっております。

その他につきましては、前年度と同様の計上になってございます。

9目の防犯対策費でございます。こちらにつきましては、前年度に対して300万円ほどの総額になってございます。これらの内訳につきましては、防犯対策に伴う防犯灯・街路灯の設置の基数が非常にふえてございます。これらに要する電気料、修繕料の経費が増額になっているものでございます。

それから、10目の諸費でございます。19節につきましては、前年度と同額の予算計上になってございます。以上です。

○**税務課長（藤原茂夫君）** 2項1目の税務総務費です。44ページにかけてでありますけれども、ほとんどが職員人件費で、ほかは事務的な経費であります。

次の44ページになります。2目の賦課徴収費であります。賦課徴収業務に関連します経費で、電算処理委託料、使用料に係る経費のほか、納税貯蓄組合への補助金を計上しております。

○**住民生活課長（鈴木四郎君）** 45ページをお願いいたします。3項1目でございます。こちらにつきましては、前年度に対しまして2,000万円ほどの減となっております。主な要因でございますけれども、合併前におきましてリース等の債務負担を組んでおりました機器におきまして、リース期間が満了したということで減額になってございます。その他につきましては、前年同様の計上になってございます。以上です。

○**総務課長（深澤 廣君）** 続きまして、4項1目の選挙管理委員会費でございますが、これは委員に対する報酬や費用弁償が主なものでございます。

次のページをお願いします。2目の選挙啓発費でございますが、明るい選挙推進員に対する活動手当が主なものでございます。

次の3目から6目までは、それぞれの選挙の執行経費でございます。以上です。

○**企画課長（小原正彦君）** 48ページ、5項統計調査費でございます。1目統計調査総務費は、統計関係事務経費でございます。

2目指定統計費は、工業統計調査と住宅土地統計調査に関する調査費用でございます。

○**総務課長（深澤 廣君）** 続きまして、6項1目の監査委員費でございますが、これは監査委員の報酬と費用弁償が主なものでございます。

○**議長（伊藤福章君）** これで、10分間休憩します。

（午前10時59分）

○**議長（伊藤福章君）** 休憩前に引き続き会議を再開します。

（午前11時09分）

○**福祉保健課長（辻 一志君）** それでは、49ページからになります。事業概要書では23ページ以降になりますけれども、それぞれの主な事業につきましては、事業概要書をごらん願いたいと思います。

3款1項1目の社会福祉総務費でございます。13節まではほぼ前年同様でございます。19節福祉団体への補助金につきましては、町自体が厳しい財政状況のもとにあることから、団体に対し

て同額の補助金を継続することが年々困難になってきております。20年度においても、民生委員協議会や社会福祉協議会に対する補助金については、減額の見直しを行っているところです。その他の昨年見直しを行った団体やあるいは障害者団体に対する補助金については、前年同額でございます。

また、合併後継続してきた景品との交換を内容としたポイント制ボランティア事業については、ボランティアの理解を進める上で一定の役割を果たしてきたところでございますけれども、景品交換という行政の助成による支援がなくても協働参画のまちづくりに向けたボランティア活動の拡大を図る必要がありますので、19年度で廃止することにしております。

なお、社会福祉総務費で前年度に比較して1,200万円ほどの増となっておりますけれども、人件費が主なものでございます。

続きまして、2目障害者福祉費でございます。ほとんどが国の制度に基づく事業でございます。障害者自立支援法によるサービスを利用している利用者でございますけれども、施設入所者で約80名、在宅サービス利用者で約40名となっております。

町の単独分としては、1節の方に21年度を初年度とする第2期の障害者福祉計画の策定経費として、委員報酬6人分を計上してございます。そのほか、19節に広域に対する障害者施設後三年更生園、角間川更生園の負担金、それから透析通院者36名の支援事業などが主な単独事業となっております。

前年度に比較して400万円ほどの増額となっておりますけれども、老朽化のため平成21年度に着工が予定されている後三年更生園の改築に伴う実施設計委託料などの経費の負担によるものでございます。

また、国では現在障害者自立支援法の抜本的な見直し作業が進められておりまして、平成20年度は緊急措置として居宅や通所サービスについて利用者負担の見直し、あるいは事業者の経営基盤の強化が行われることになっております。

新規のものとしては、そのほかに19節の一番下、秋田県聴力障害者協会負担金というのがございますけれども、これにつきましては20年度に秋田県を会場に開催される全国聾啞者大会の地元負担金で、各町村とも同額の1万円となっております。

次、3目の高齢者福祉費でございます。1節の報酬でございますけれども、20年度中の策定が義務づけられております21年度から23年度までの3年間の老人福祉計画の策定の委員報酬6人分でございます。

それから13節、52ページの方をお願いいたします。13節の委託料のうち、ふれあい安心電話委託料については、平成2年度から設置しておりまして現在216台ございますけれども、そのうちの116台について更新が必要となってきました。今年度から年次計画で更新をすることにし、ことしは25台分を更新することにしております。この経費約300万円ほどが増額になっております。

また、委託料の中ほど特定高齢者把握事業委託料がございますが、65歳以上の方を対象に行う生活機能評価が、平成20年度から老人保健事業から介護保険事業として実施されることになっているために、実施に必要な3,600人分の経費約1,600万円が新たに広域からの委託料として加算されております。

その他の委託料については、ほぼ前年と同様でございます。

それから19節ですけれども、養護老人ホーム入所者の負担金である老人福祉施設措置費負担金、それから特別養護老人ホームの建設事業の償還金の補助、あるいは介護福祉組合への負担金などは、19年度と同様となっております。

なお、介護保険の負担金でございますけれども、介護給付費の増や生活機能評価の経費など、地域支援事業の増加に伴いまして1,200万円ほどの負担が増額になっております。

また、19節一番下の高齢者就業機会確保事業費等補助金でございますが、法人であるシルバー人材センターに対する運営費の補助金で、同額が国からの補助として県のシルバー人材センター連合会を通じて交付されるものでございます。名称として、国の補助金名称と合わせたものとしたところでございます。

また、20節の扶助費については、実績をもとに予算計上したところで、前年とほぼ同様でございます。

なお、主なサービス事業の利用者数でございますけれども、8節の報酬費で長寿祝金100歳は2名でございます。それから、88歳は120名を予定してございます。また、配食サービスについては、広域の事業として実施する分も含めて対象者が240名、それから介護用品等の給付は約220名を対象として予算化してございます。

それから、町が単独で行っております生きがい活動支援通所事業の利用者130名、そのほか扶助費において介護者手当が110名分、それから家族介護要件というのが介護保険を使わなかった人に対する慰労金でございますけれども、これを3名で予算化しているところでございます。

続きまして、4目の医療給付費でございます。20年度からの後期高齢者医療の施行に伴いまして、後期高齢者の検診費用や広域連合に対する医療費の負担、あるいは後期高齢者医療特別会計

への繰出金が新たに予算計上されております。

13節の検診委託料ですけれども、ただいま申し上げました後期高齢者の検診委託料で、広域連合から補助金として交付されるものです。歳入でもご説明いたしました1,500人分となっています。

また、この目に計上している老人保健の事務経費や繰出金でございますが、老人保健制度はことしの3月で後期高齢者医療に4月から変わっていくために、20年3月診療に伴う5月の支払い分の予算でございます。

また、同じく13節の電算処理委託料ですが、医療制度改正に伴う後期高齢者の検診結果データの管理、あるいは国保の激変緩和システムの改修、後期高齢者の保険料凍結に伴うシステム改修などに要する費用でございます。

それから、19節後期高齢者広域連合への事務費負担金ですが、人件費その他電算システムなどの市町村共通経費として負担するとされている経費でございます。

それから、その下の療養給付費負担金でございますけれども、同じく後期高齢者医療の給付費用の市町村負担となっているいわゆる12分の1の定率負担分でございます。

次のページお願いいたします。28節の繰出金でございますけれども、後期高齢者医療特別会計への繰出金ですが、これは保険料の軽減分について歳入に4分の3が県から入ってきますけれども、それに町の負担分4分の1を加えたものと、徴収に係る事務費を繰り出すものでございます。

続きまして、3款2項1目児童福祉総務費でございます。これにつきましては、前年と同様の予算構成になっておりまして、要保護児童対策地域協議会の委員報酬、これが7人分。そのほか国庫児童館事業の事業に要する経費を計上してございます。

2目は児童手当でございます。20年度につきましては、現在のところ制度改正の予定はございません。

3目ひとり親家庭に対する支援でございますが、小中学校の卒業予定者52人に対する記念品の経費を計上してございます。以上です。

○**幼児教育課長（齊藤克也君）** 4目児童福祉施設費でございますが、54ページから55、56ページにかけてでございます。本目は、保育園の管理運営に係る経費でございますが、主なものとしましては臨時保育士の賃金のほか、給食材料費、光熱水費等の需用費、それと給食の調理など1施設の維持管理の委託料関係でございます。本予算案では、保育園児を452名の入園として想定して予算を計上しているところでございます。

続きまして、56ページの子育て支援費でございます。本目は、放課後児童クラブの運営、一時

保育の実施、未就園児童を対象としました子育て広場の開催等に係る経費でございます。現在、放課後児童クラブの利用要件、実施場所が課題となっているため、そのための検討に要する経費を8節に計上してございます。また、健やか子育て支援事業の乳児に1万円の支給の扶助につきましてもここに計上してございますが、今後の対応につきましては歳入のときにお話ししたとおりでございます。以上です。

○**住民生活課長（鈴木四郎君）** 57ページの3項1目でございます。こちらにつきましては、前年度同額になってございます。経常経費を計上してございます。

58ページをお願いいたします。4項1目でございます。こちらにつきましては、小災害罹災者に対する見舞金の前年度同額の計上になってございます。以上です。

○**福祉保健課長（辻 一志君）** 同じく58ページの4款1項1目保健衛生総務費でございます。保健センターの管理費など、ほぼ前年と同様の予算計上になっておりますけれども、18節緩降機、これですが災害などの場合に上の階から下へ避難するための道具でございますけれども、仙南の保健センターに設置されている緩降機の型式について消防点検の際指摘がありまして、新しいものと変える必要がございますので、そのための経費を計上してございます。

また、広域で運営している休日救急医療センターについてでございますが、仙北組合総合病院の中で行うことについて現在医師会や広域、組合病院との間で検討されております。これは、決まり次第広報等でお知らせしていきたいと考えております。

2目でございますけれども、今年度まで市町村で実施してきた基本検診が医療保険者の行う特定検診になることから、基本検診に係る費用分が減額となっております。

それから60ページです、13節の予防接種の委託料でございますけれども、この委託料の中に乳幼児の予防接種と高齢者のインフルエンザの予防接種のほかに20年度から5年間の措置として、中学校1年生とそれから高校3年生を対象にしたはしかと風疹の混合ワクチン、MRワクチンと言いますけれども、この予防接種を行うことになっております。これは、はしかの予防接種が一度だけだった時期に接種を受けた世代にはしかの流行が見られ、その原因としては免疫効果が弱くなっていると考えられることから行うもので、対象者430人分、420万円をこの中に含ませております。

それから、同じく委託料の妊婦検診でございますけれども、歳入でもご説明いたしましたけれども、県が一般検診3回分について全額県費用で実施することを予定しておりますので、後日補正をお願いすることになるかと思っております。これによりまして、町が助成する一般検診は町単独の

3回分と県が半額負担している4回分、それから今回の3回分の追加を合わせると10回になります。これに、感染症と超音波検査などと歯科検診の助成がございます。

それから、13節の一番下の特定検診委託料でございますけれども、特定検診は医療保険加入者に対して行うこととなりますけれども、生保世帯の場合には医療保険に加入していないために、町の負担で検診を行うため、その費用を計上したものでございます。生保世帯50人分を計上しております。また、そのほかに20年度中に75歳になる方については、年齢到達段階で後期高齢者の検診対象とされて、医療保険者の行う特定検診の対象からはずれる可能性があるために、これらの方の検診費用150人分ですけれども、予算計上しているところでございます。以上です。

○**住民生活課長（鈴木四郎君）** 3目でございます。こちらにつきましては、水環境保全条例の制定に伴いまして従来は環境部門だけの予算計上になっておりましたけれども、水環境保全に関する予算の関係課の部分を集約してございます。それらによりまして、前年度に対して増額になってございます。関係課の関係では、涵養池、それから湧水、それから浄化槽の水質保全補助、それから全国植樹祭の記念植樹事業委託料等が集約されてございます。それから、8月をめどに水環境保全に関する啓発を図る意味で、水環境シンポジウムの開催に要する経費も計上してございます。

それから、2項1目の清掃費でございます。新たに有料化に伴うごみ有料袋の作成委託料、それから取扱手数料、旧袋の販売店からの買取補償、それからごみの分別を徹底してさらなる資源化・減量化を進めてまいりたく、これら分別の大辞典の作成費、それから生ごみ処理機の設置費に対する基数の増額等が予算計上されております。

それから、環境事業組合負担金につきましては、最終処分場の一部繰り延べがございますけれども、完成に伴いましてこれらの負担金が減額になっておるものでございます。以上でございます。

○**建設課長（鈴木 隆君）** 3項1目簡易水道費でございますが、19節は本堂城回・長面簡易水道事業組合の水質検査補助で、28節は簡易水道特別会計への繰出金でございます。

○**商工観光課長（小林宏和君）** 続きまして、5款1項1目労働諸費でございます。出稼ぎ者の安全就労を図るために、13節に検診費用を計上してございます。20年度は160名を想定してございます。以上です。

○**農業委員会事務局長（小野寺光廣君）** 63ページ、6款1項1目農業委員会費ですが、農業委員会の主掌事務である農地法・農業経営基盤強化促進法・農業者年金基金法、その他法令による事

務事項の処理に要する経費です。それから並びに、今年度実施予定の標準小作料の改訂事業に要する経費でございます。以上でございます。

○農政課長（照井智則君） 64ページをお願いいたします。6款1項2目でございますけれども、主なものは農政課職員の人件費でございます。

続きまして、65ページの方に入ります。6款1項3目でございますけれども、町の農業振興を図るための経費が主なものですが、昨年度から始まった新たな米受給システムの確立と水田経営所得安定対策の推進を柱といたしまして、幅広い担い手の確保や育成、それらへの支援、地産地消・ブランド品目への支援など町の農業振興を図るための経費が主なものでございます。

なお、今年度から新しく「うりこめ美郷応援事業」を実施し、町と交流のある東京都大田区への農産物や特産品の物流促進と交流促進に取り組みます。具体的な内容につきましては、追加資料の9ページに記載してありますので、ごらんいただきたいと思っております。

8節報償費でございますけれども、報償金は担い手アクションサポート事業の税理士、計理士を派遣するための経費と転作推進員157人分の手当が主なものでございます。

11節需用費でございますが、光熱水費といたしまして千畑直売施設・仏沢交流施設分、これらの部分を計上してございます。また修繕費、これらにつきましては補助事業により建設いたしました直売施設4施設分を計上してございます。

13節委託料は、今年度から新たに取り組む「うりこめ美郷応援事業」や、「道の駅雁の里せんなん」「千畑直売所」「あったか山生産物直売所」「手作り工房湧子ちゃん」の4施設に係る委託料が主なものでございます。

19節負担金補助及び交付金ですが、ブランド品目作付支援事業や集落営農や法人設立を支援する特定農業団体育成事業、夢プラン応援事業、美郷こだわり米元気事業、集落ビジョン対策事業を継続実施いたします。なお、今年度から町独自の水田農業への補助金につきましては、生産調整の実効性を確保するため転作100%達成農家に対して助成することとしております。

次に、66ページをお願いいたします。66、67ページになります。4目でございますが、町の畜産振興を図るための経費が主なもので、家畜防疫事業やアクティビティーセンターの管理、堆肥センターの施設整備に要するための事業費が主なものでございます。

11節需用費の修繕料は、アクティビティーセンターの修繕に要する経費です。

13節委託料は、アクティビティーセンターの施設管理に要する経費が主なものでございます。

19節畜産環境統合整備補助事業負担金でございますが、堆肥センターの建設と同じ事業により

まして、堆肥センター発酵棟の外溝舗装工事を施工するため、県農業公社への負担金で事業費900万円の35%の負担を計上してございます。畜産振興活動推進補助は、べこっこまつりの開催、町内畜産団体の活動補助金に要する経費です。

続きまして、67ページ、68ページをお願いいたします。5目ですが、農地及び土地改良施設の機能保全、土地改良事業を推進するための経費が主なものであります。昨年度から実施しております農地・水・環境保全向上対策事業を継続実施するとともに、地域が一体となって農村の持つ多面的機能の維持増進を図るとともに、基盤整備事業の推進として六郷西部地区、本堂城回地区、堀板地区、羽貫谷地地区、大畑地区を支援してまいります。

13節委託料ですが、測量調査委託料は羽貫谷地地区の地形図作成業務と、農用地集団化計画書作成業務が主なものです。

14節使用料及び賃借料ですが、車両借上料及び事務機器借上料は、農地水環境保全向上対策事業の巡回指導のためのリース車両1台とコピー機器の借上経費です。

19節ですが、新農業水利システム保全事業は千畑地区と仙北南部地区の継続4地区の水路工事に、新たに七滝中通りと七滝地区を加えた補助金です。担い手育成基盤整備事業負担金は、六郷西部地区、本堂城回地区の基盤整備事業の負担金です。なお、今年度から新たに県営ため池等整備事業によります潟尻地区土地改良維持管理適正化事業によります蟹沢ため池の施設改修を支援するとともに、羽貫谷地地区、大畑地区の基盤整備事業の取り組みに対して支援してまいります。また、農地水環境保全向上活動支援事業につきましても、協働活動面積392.5ヘクタール38地区と、営農活動127.8ヘクタール4地区を支援してまいります。以上です。

○議長（伊藤福章君） 税務課長。

○税務課長（藤原茂夫君） 6目の国土調査費です。ここでは、人件費のほか事業としましては、金沢西根地区の57ヘクタールの現地調査を予定しております。以上です。

○農政課長（照井智則君） 続きまして、69ページと70ページになります。6款2項1目でございますけれども、林業の振興に要する経費が主なもので、事業といたしましては松くい虫防除対策に要する経費と森林の保全に要する経費を計上しております。

13節委託料は、松くい虫防除のための仏沢公園、一丈木公園の薬剤散布、山本公園の樹幹注入、被害木の処理委託経費です。19節でございますけれども、緑の募金協力団体助成金は、募金額の65%を募金団体に交付するための経費です。森林整備地域活動支援交付金は、国が2分の1、県が4分の1で、仙北東森林組合及び県の林業公社への森林整備活動に交付するための経費です。

以上です。

○商工観光課長（小林宏和君） 70ページ、7款1項1目商工総務費であります。町の総合的なPRパンフの作成のほかに、来年度は新たに町歩きマップを11節に計上してございます。それから、昨年ふるさとCM大賞での入賞を受けまして、引き続き町PRのため関連経費を14節に計上しております。それから、商工振興観光振興の円滑化を図るために、各種団体への負担金を19節に計上してございます。

続きまして、71ページ2目商工振興費であります。地販地消の推進におきましては、推進会議それからワークショップの活動の助長といたしまして啓蒙アンケートの作成、それから啓発パンフを作成するために11節に計上しております。それから、啓蒙事業といたしまして美郷丸ごとショッピング冊子の作成、それから開発事業といたしましてはブランド商品開発支援を19節に計上しております。それから、交流地実行委員会によります東京大田区への美郷特産等の売り込み交流につきましては、年3回を予定しておりまして、関連経費を14節に計上しております。それから、企業誘致推進におきましては、今後大田区との交流促進を考慮しまして、企業紹介や商談会活動を助長するための会場借り上げ等を14節に計上してございます。

次のページ、72ページでございます。中小企業の支援といたしましては、振興資金借入時に保証料を引き続き補助しながら、来年度は新たに新規貸付利子の補助金を19節に計上してございます。

続きまして、72ページ3目観光費、観光関連施設の管理といたしまして、大台野広場・雁の里等の観光施設でございますが、これまでの管理実績額を見直ししながら計上してございます。安全・安心な施設管理を徹底してまいりたいと考えております。それから、観光施設整備費といたしまして、六郷中央地区の町なみ環境整備、後三年スキー場簡易リフトの設置工事、雁の里多目的グラウンド補修工事、それから町PRのための施設工事費を15節に計上しておりまして、観光客や利用客への利便を高めてまいりたいと考えております。それから、観光の啓蒙といたしましては、ラベンダーまつり・清水・それから竹うち回遊ルート、それから後三年合戦等のポスター制作を11節に計上し、広くPRしてまいりたいと考えております。

それから、続きまして4目、73ページでございます。温泉施設費、次のページ74ページをお願いいたします。千畑温泉につきましては、水道供給費を11節に、それから温泉プールの屋根補修工事、それから源泉ポンプの交換工事を15節に計上してございます。六郷温泉につきましては、コテージ等の補修・修繕を11節に、仙南温泉につきましては維持管理費の見直しをしながら計上

してございますが、原油価格の高騰、それから老朽化した機械設備等の修繕を踏まえた予算編成となつてございます。また、昨年1月に着工いたしました継続事業の温泉掘削工事につきましては、契約仕様書に基づきながら債務負担行為額の範囲内で予算計上してございます。以上でございます。

○建設課長（鈴木 隆君） 75ページをお願いします。8款1項1目でございますが、これは人件費が主なものでございます。

2項1目でございますが、主なものは13節の道路台帳補正業務委託料と、19節の各種協議会の負担金でございます。

76ページをお願いいたします。2目でございます。これは除排雪関係及び道路維持に擁する経費が主なものでございます。維持工事といたしまして、15節に外側線などの路面表示、パッチングなどの舗装・補修費を計上しております。また、18節にはロータリー除雪車、車道用でございます。13トンドーザ除雪機械2台の更新経費を計上しております。

次に、3目の道路新設改良費でございますが、これは道路交付金事業などによります町道の改良舗装工事設計委託及び用地買収費・補償費が主なものでございます。工事箇所につきましては、資料に位置図等を添付してございます。参考にさせていただきたいと思ひます。

次に、78ページでございます。3項1目の河川総務費でございますが、主なものは各種協議会の負担金と、河川環境整備活動実施に伴います河川愛護団体9団体の補助金であります。

○企画課長（小原正彦君） 続いて、4項1目都市計画総務費でございますが、こちらは都市計画審議会1回の経費と事務経費の計上でございます。

○建設課長（鈴木 隆君） 2目の都市公園費でございますが、これは六郷中央公園、仙南総合運動公園、千畑・仏沢公園などの都市公園管理に伴う委託料が主なものでございます。また、仙南総合運動公園の相撲場修繕費として、11節に計上してございます。以上でございます。

○総務課長（深澤 廣君） 3目でございます。こちらにつきましては、災害に強いまちづくりを進めるために、災害時の伝達手段として最も有効な防災行政無線の整備を行いたいということでございます。防災行政無線につきましては、一部の工事の施工になります。それから、防犯灯・街路灯の整備、それから避難所として活用可能な多目的広場の整備等の委託、それから工事、それから災害時の資機材等の運搬車両の導入、それから冬場の交通確保を図るための流雪溝等の整備に伴う設計委託料等の経費が計上されてございます。これにつきましては、建設課、商工観光課、住民生活課の集約の予算計上になってございます。

それから、歳入でもご説明申し上げましたけれども、水防法に基づきまして洪水時の浸水区域を示したハザードマップを作成いたしまして、住民等の円滑な避難や被害を軽減するために、これらを作成して配布する経費も計上してございます。以上でございます。

○建設課長（鈴木 隆君） 5項1目の下水道費でございますが、19節の合併浄化槽設置補助金60基分と、28節の下水道特別会計への繰出金でございます。

6項1目の住宅管理費でございますが、町内185戸の町営住宅の管理に要する経費で、15節の工事費といたしましては小安門住宅の手すり設置工事、4カ所の町営住宅の屋根塗装工事費を計上しております。

2目でございますが、塚2地区に4棟の住宅を建設するための経費でございます。建築工事、外溝工事、駐車場整備工事、設計監理委託料が主なものでございます。

○住民生活課長（鈴木四郎君） 82ページをお願いいたします。9款1項1目でございます。こちらにつきましては、前年度に対し3,300万円ほど増額になってございます。主な要因でございますけれども、広域市町村圏組合消防費の負担金は西分署の建設に伴う負担金の増でございます。それから、消防分署の用地費の負担金につきましては、元金償還が始まったことによります増額でございます。

それから、2目の非常備消防費でございます。こちらにつきましては、19節の秋田県市町村総合事務組合の消防補償等の負担金が19年度年度途中で改正されまして、それらによる増額が主なものでございます。

それから、3目の消防施設費でございます。こちらにつきましては、防火水槽並びに消火栓等の標識が非常に消耗して見にくいということで、これらの交換に伴う経費の増、それから消防費の消防ポンプの修繕費等がかさんでございます。それから、消防の警鐘楼の解体を3カ所予定してございます。これらに伴う費用の増、それから水道事業に伴う消火栓の設置費に対する負担金が、19年度に対しましてふえてございます。これらによる増でございます。

それから、4目の水防費でございます。こちらにつきましては、前年度と大体同じ計上になってございますけれども、水防法によりまして毎年実施しておりました水防訓練大会につきましては、各自治体で対応するということが決まっております。これらに伴います経費の計上をしておるところでございます。以上でございます。

○学務課長（高橋 薫君） 次のページ、84ページでございます。10款1項1目の教育委員会費ですが、これは教育委員会の会議運営に要する経費でございます。1節の委員報酬、9節の費用

弁償等が主なものでございます。

2目の事務局費であります。事務局職員の人件費と通常事務の運営経費及び不審者対策、教育相談に要する予算を計上しております。また、昨年に引き続き少子化の影響による児童生徒の減少と将来の見通しを考慮しながら、学校の将来構想について検討する事業費を計上しております。

3目教育助成費ですが、学習指導におきまして確かな学力を身につけさせ、個性と創造力豊かな子どもの育成を目指した教育活動を展開してまいりたいと考えておきまして、個別指導・支援を要する子どもへの支援講師の配置、複式学級授業のサポート講師の配置、標準学力調査等の経費を計上し、指導体制の充実を図りたいと思っております。また、この目には次のページ86ページですが、準要保護児童生徒に対する就学援助費分を20節に、奨学資金の貸付分を21節に、その他スクールバスの運行に要する経費もこの目に計上してございます。

次に、4目の外国成年招致事業費ですが、これは小中学校に配置しております英語指導助手に要する経費でございます。

次に、2項1目の学校管理費ですが、これは各小学校施設の運営管理の経費と、教育環境の整備に要する経費でございます。主な今年度の事業といたしまして、15節工事請負費ですが、六郷小学校校舎屋上の防水工事、仙南西小学校プールのろ過機の改修、また18節備品購入費であります。不慮の事故等に備えまして全部の小学校に自動体外式除細動器を購入する経費を計上してございます。

次に、次のページ88ページで2目教育振興費ですが、総合学習や学校行事に関する経費を計上してございます。主な支出といたしまして、総合学習時の指導者・講師への謝礼や消耗品でございます。なお、昨年度より減額となっておりますが、パソコン機器の借上料につきまして昨年度までこの教育振興費に計上しておりましたが、課目構成いたしまして1目の学校管理費に計上したためでございます。

次に、3項1目学校管理費ですが、これは中学校施設環境の充実と学校運営を円滑に行うためのものでございます。環境整備といたしまして、昨年からの継続事業であります六郷中学校の大規模改修を今年度は主に教室棟について実施するほか、千畑中学校体育館の油配管の改修施設工を行ってまいりたいと思っております。

次に、次のページ90ページです。2目の中学校に関する教育振興費ですが、これは小学校と同様に総合学習や学校行事に要する経費を計上してございます。

○**幼児教育課長（齊藤克也君）** 続きますして、4項1目幼稚園費でございます。幼稚園費は、幼稚園の管理運営に係る経費でございますして、主なものといたしましては臨時職員の賃金のほかに、給食材料費などの需用費と給食調理及び施設の維持管理の委託料でございます。なお、本予算案では幼稚園児180名の入園ということで想定して、予算を作成してございます。以上です。

○**社会教育課長（泉谷隆雄君）** 92ページ、5項1目社会教育総務費でございますが、前年比較で4,508万4,000円の減になってございますが、これは退職職員等人件費の関係で額が大きくなってございます。社会教育にかかわる事務事業費に関しましては、実績などを踏まえまして見直しをした結果、若干前年を下回ってございます。生涯学習の推進につきましては、公民館だよりやチラシを発行してサークルや講座が活性化するよう支援してまいります。中学生海外研修、自衛隊音楽コンサート、映画上映、学友館の展示事業、成人式等につきましては、おおむね昨年並みに実施できる予算となっております。補助団体に対する補助金の額は、前年と大きく変わった点はありません。

次に、2目の図書館費でございますが、若干減ってございますが、特に大きく変わった点はありません。図書購入費につきましては、各館で連携してなるべく重複しないように購入するというので、若干少なくなっております。

94ページ、3目でございますが、前年比で1,571万9,000円の増になってございますが、その主な内容でございますが、本堂城回地区の県営ほ場整備事業に伴う発掘調査による増でございます。現時点では、正式に県との協議が終えてございませませんが、発掘の調査面積は4,000平方メートル分を計上してございます。今後の協議は、遺物の出方次第では発掘の面積がふえる可能性もございしますので、補正等よろしくお願ひしたいと思ひます。

その他、文化財の管理費、団体補助につきましては、おおむね前年並みになってございます。また、本年度におきましては町内の銘木・古木のガイドマップを1万部作成する予定でございます。また、町内の指定文化財関係の標柱をすべて補修する予定でございます。

95ページ、4目でございますが、ここでは公民館・学友館、資料館などの社会教育施設の維持管理に要する予算を計上してございます。前年比で増額になってございますが、各施設とも老朽化に伴いまして電気関係、屋根関係の改修工事箇所がふえたためでございます。

96ページ、6項1目でございますが、各種スポーツ教室、スポーツ大会経費、スポーツ団体補助等を計上してございます。ラピンシャンカップ千畑マラソンでございますが、実行委員会の事情等がございまして、昨年の20回大会を最後に今後は開催しない方向で確定してございます。美

郷町中学校新人駅伝競争には、新たに女子の部を設ける予定でございます。全県学童相撲大会は、当番による開催地ということでこれまでの例によりまして当番市町村で大会助成するということでございます。

国体関連の予算が盛り込まれておりますので、説明を変えます。

○国体室長（澁谷陽嗣君） ご説明いたします。

国体開催記念事業の経費として、この保健体育総務費の中に11節の消耗品、さらに18節の備品、そして19節にはバドミントン、そして自転車にかかわる補助金2件、事業費の総額として235万円を予算額として計上しています。以上です。

○社会教育課長（泉谷隆雄君） 97ページから8ページ、2目の保健体育施設費でございますが、体育館等社会体育施設の維持管理に要する経費を計上してございます。施設管理運営の見直しによりまして、経費は減ってございます。15節の工事費でございますが、六郷野球場については内野フェンス塗装工事と水道接続工事、仙南、六郷体育館については屋根の塗装工事等を実施いたします。以上です。

○学務課長（高橋 薫君） 3目の学校給食費でございますが、学校給食センターの運営と管理に要する経費を計上してございます。主なものといたしまして、11節のセンターの光熱水費、燃料費、さらには消耗品、食材の購入費、13節の方には学校給食協会の方の給食業務委託料等を計上してございます。

○農政課長（照井智則君） 100ページ、お願いいたします。11款1項1目でございますけれども、農林施設の災害復旧に要する経費を計上してございます。以上です。

○建設課長（鈴木四郎君） 2項1目公共土木施設災害復旧費でございますが、道路河川関係の災害発生など、不測の事態に対応するための経費を計上しております。以上です。

○総務課長（深澤 廣君） 続きまして、12款1項1目ですが、1目は償還元金、2目は償還利子でございます。

13款の諸支出金、一つ飛んで2項1目25節の積立金ですが、これは振興基金の積立金です。

最後に予備費ですが、昨年同様の金額を計上してございます。以上です。

○議長（伊藤福章君） 一般会計予算の歳出の説明が終わりました。

以上で、平成20年度美郷町一般会計予算の説明を終わります。

◎議案第39号の上程、説明

○議長（伊藤福章君） 日程第2、議案第39号 平成20年度美郷町国民健康保険特別会計予算を上程し、議題といたします。

議案を朗読いたします。事務局長。

（事務局長朗読）

○議長（伊藤福章君） 提案理由並びに内容の説明を求めます。福祉保健課長。

○福祉保健課長（辻 一志君） それでは、国民健康保険当初予算についてご説明いたします。

まず初めに、平成20年度予算の編成に当たりまして、予算計上における基礎的な事項について若干ご説明いたします。

被保険者数でございますけれども、75歳以上の高齢者と65歳以上の老人保健該当者は被保険者から除かれますので、また退職被保険者については推移を見てみますと退職被保険者は増加、一般被保険者は減少傾向でございます。ただ、制度改正によりまして65歳以上の退職被保険者は前期高齢者として一般被保険者になりますので、平成20年度予算では退職被保険者は現在の約1,000人から600人減の400人、同様に一般被保険者は現在の6,300人から600人増の6,900人と見込んでいます。

それから医療費でございますけれども、美郷町国保加入者の一人当たり医療給付費ですが、18年度の実績で一般被保険者17万3,000円、退職被保険者で29万3,000円となっております。19年度の医療費動向などを勘案しまして、20年度は18年度実績に対し一般被保険者で7.8%増の18万7,000円、退職被保険者で13.1%増の33万2,000円と見込んでいます。

それでは、歳出の方からご説明いたします。済みませんが、129ページお願いいたします。

初めに、1款1項1目の総務管理費でございますけれども、前年度に計上していた国保の高額医療システムの変更分が、90万円ですけれども減になっております。

それから2目、国保連合会への負担金でございますが、後期高齢者医療制度創設によりまして、被保険者数が減になりましたので、負担金も減額になっております。

それから、2項1目の徴税费ですけれども、備品購入費のところでは単年度分としてですけれども、県からの調整交付金を財源とした税徴収用の車両の購入費を計上してございます。

130ページ、お願いいたします。3項1目の運営協議会費でございますけれども、こちらにつきましては定期講読物の見直しなどにより経費の節減に努めたところでございます。

2款1項療養給付費及び2項の高額療養費につきましては、これまでの実績や先ほど申し上げました医療費、被保険者数の動向などにより積算してございます。療養給付費につきましては、

前年度当初予算との比較で3.9%減、それから高額療養費につきましては5.6%の増と見込んでいるところでございます。

それから3項の移送費でございますけれども、前年と同様の存置でございます。

4項出産育児一時金ですが、昨年と同額を計上しております。

5項葬祭費ですけれども、75歳以上の方が国保の被保険者から後期高齢者医療の方に移るために減額して、80件分の計上としています。

3款後期高齢者支援金は、後期高齢者医療制度の創設に伴い新たに設けられた款でございます。各医療保険者は、後期高齢者医療給付費の4割と、それから療養病床の転換に要する事業費の27分の12を負担することになっておりまして、国により被保険者1人当たりの負担額が定められています。

1項の支援金ですが、平成20年度現在のところは概算で1人4万円という数字が示されておりまして、これに町の国保の被保険者数を乗じて計上してございます。なお、後期高齢者医療制度における年度の考え方でございますが、診療ベースで3月から2月までを年度分としておりますので、20年度については4月が最初の月になりますので、4月から2月までの11カ月分の計上になります。

それから2項の事務費も同様に、1人当たりの事務費の拠出金が定められておりまして、現在のところは1人14円という数字が示されてございます。なお、財源内訳のとおりこの額全額が税負担となるものではなくて、約半分については国や県の負担がでございます。

132ページ、お願いいたします。4款も新しい款で、65歳から74歳までの前期高齢者について前期高齢者の全国平均医療費と全国平均加入率をもとに、その加入割合に応じて医療保険者間で負担の調整を行うものでございます。美郷町の場合、前期高齢者の加入率が全国平均の2倍以上となっているために、他団体からの給付を受けることになります。ただ、前期高齢者の加入割合が低いために納付することになる医療保険者もございますが、その医療保険者によっては著しく大きな負担となることも考えられるために、そのような医療保険者は再調整することになっておりまして、再調整に必要な経費については全保険者が負担することになっております。そのため、1項の納付金はその分でございます。

2項も、全保険者で負担する前期高齢者にかかわる事務費でございます。

5款は老人保健拠出金でございます。ことし3月で老人保健は廃止されますが、3月診療分から2月診療分までの分が各年度に予算化されますので、20年の3月分の医療費にかかわる保険者

拠出金と制度に基づいて行われる18年度分の拠出金の清算となります。なお、保険者拠出金の拠出割合ですが、これは窓口負担を除く2分の1となっております。

2項は老人保健拠出金に係る事務費でございますが、これも20年3月の1カ月分になります。

6款の介護納付金ですが、40歳から65歳までのいわゆる2号被保険者に係る納付金です。介護給付費の所要額に基づいて、全国ベースで負担額が決定されるものですが、18年度分の清算も行われるために前年度と比較して7.0%の減となっております。

それから、7款1項の高額医療費拠出金ですけれども、小規模保険者の運営基盤の安定化を図るために、市町村国保からの拠出と国及び県の負担金を財源に負担の調整を図るものでございますが、80万円を超える医療費が対象となります。

2項保険財政共同安定化事業拠出金ですが、県内国保間の平準化や財政の安定化を図るためのもので、30万円を超え80万円以下の医療費が対象になります。財源は、市町村国保からの拠出金になりまして、共同対象事業額の2分の1が医療費の実績により、残りの2分の1が保険者数によって按分されます。

1項・2項とも、過去3カ年の実績などをもとに国保連合会などによりまして市町村ごとに算出されてまいります。なお、この二つの事業ですが21年度までの措置で、22年度には見直しされることとなっております。

それから、8款の保険事業費でございます。1項は、20年度から始まる特定健診等の事業費でございます。40歳以上の被保険者を対象に生活習慣病、特に内臓脂肪症候群対策として特定健診を実施し、健診結果によって指導の対象となる方を階層化して情報提供、あるいは動機付け支援、積極的支援というようなことを行うことになっておりますが、7節は保健指導にあたる在宅の医療費などの賃金でございます。

また、13節ですが健診機関への健診委託料で、国保には6,000人近い対象者がございますけれども、国が示した健診率の目標値を参考に約6割3,500人と見て予算化しているところでございます。その他は、通知に要する費用や健診データ管理のための電算委託料などの事務経費でございます。

それから、2項1目の保健衛生普及費でございますけれども、減額となっておりますのは19年度に単年度として予算措置した特定健診実施計画書の策定委託料分でございます。

2目の疾病予防費ですけれども、8節は無床病世帯への表彰記念品、13節は人間ドックの経費で前年同額でございます。

続きまして、134ページをお願いいたします。9款の基金積立金につきましては、現在の基金1

億6,000万円に対する預金利子を基金に積み立てるものでございます。

10款公債費ですが、補助金及び交付金等の受け入れ時期の関係で、支払いに支障が生じた場合は基金の一時繰替を運用することとしておりまして、その繰替運用利子を計上してございます。

11款は、主に税の過年度分の還付金を見込みで予算計上したものでございます。

それから、歳出の最後でございますけれども、予備費でございます。これについては、一般分の保険給付費の基準にあります3%を基準にして予算計上させていただいております。

歳出については以上でございます。

続いて、歳入の方をお願いいたします。123ページに戻ってください。

1款1項の国民健康保険税ですが、歳出の合計額に対して国や県の負担金など見込める歳入を見込んだ上で、不足分を税でまかなうこととなります。また、20年度からは新たな負担項目として一般・退職ともに2節に後期高齢者支援金分が追加されております。この制度改正に伴いまして、税負担は医療分、後期高齢者支援分、介護納付金分と、それぞれ別々に算定され、限度額もそれぞれの設定されることになっております。税法の改正はまだされておられませんけれども、医療分で47万円、後期高齢者分で12万円、介護分で9万円ということで、介護分は据置きですけれども、医療と後期高齢者の合計額は59万円となりまして、現在の56万円から3万円の引き上げになる予定となっております。

税の総額では、後期高齢者医療制度創設に伴う被保険者数の減少によりまして、一般分で前年度約46.8%の減、退職分では49.7%の減となっております。全体では20%減の予算計上となっております。また、繰越金や被保険者の19年分所得などまだ未確定な部分もありますが、現在のところ1人当たりの税額は医療給付分で減額、後期高齢者支援金分で増額になりますけれども、増減額がほぼ同じくらいと見込んでおりますので、前年度と比較して負担が大きくなるものとは見込んでおります。ただ、税負担が医療・後期高齢・介護、それぞれの合計額になるため、税率の変更は必要になってきますので、税率の改正については19年分の所得が確定後繰越金などを勘案しながら6月議会にお諮りすることになるものと考えております。

124ページをお願いいたします。2款は督促手数料で、前年と同様でございます。

3款の国庫負担金ですが、1項1目は療養給付費で、国の負担割合は34%でございます。それから、高額医療の共同事業ですが、国の4分の1の負担となっております。

また、3目特定健康診査等委託金ですけれども、20年度から新たに加わった負担金でございます。国の負担は基準額の3分の1となっております。健診に要する費用でございます。

それから、2項1目の普通調整交付金ですが、各市町村の医療費水準や所得水準に応じて財政調整する仕組みでございます。

それから、4款療養給付費等交付金ですが、これは退職者医療にかかわる交付金で、退職被保険者数の減により減額となっております。

5款前期高齢者交付金ですが、新たに設けられた款で、先ほど触れましたとおり前期高齢者の医療費等については各医療保険者の加入割合により財政調整する仕組みとなっていて、美郷町国保の場合には交付されることになり、歳入に款を設けているものでございます。

6款1項県負担金ですが、国庫負担金と同様で、1目の高額が4分の1、それから特定健診は先ほどと同様に基準額の3分の1の県負担になっております。

2項の県補助金ですが、1目の福祉医療の高額療養費は実績見込みに基づいて計上してございます。2目の財政調整交付金ですが、こちらにつきましては県による財政調整で、基本的な負担割合は医療給付費などの総額の7%となっております。また、特別調整交付金については、実績を勘案して計上してございます。

7款の共同事業交付金ですが、1項1目は実際に発生した80万円を超える高額医療分について、その59%が交付されるものでございます。また、2目の保険財政共同安定化事業は、30万円を超え80万円未満の高額医療費に対する交付金でございます。

8款は、基金の利子収入でございます。

9款の繰入金ですが、一般会計からの繰入金で1節は保険税の軽減分の繰り入れ、2節は低所得者を多く抱える保険者への支援制度で、いずれも被保険者の異動を考慮して計上してございます。3節は職員給与費と繰入金という名称になってございますけれども、総務管理費などの事務費の一般会計からの繰り入れでございます。4節は出産育児一時金の繰り入れで、所要額の3分の2を繰り入れるものでございます。それから、5節財政安定化支援事業は、応能保険者の負担能力あるいは年齢構成を勘案して、国保財政の安定化のために交付税で措置されている分でございます。これについても、22年度で見直されることになっております。

それから、10款の繰越金ですが、現在のところ5,000万円を当初予算で計上してございます。

存置項目は省略しますが、11款の2項預金利子ですが、国保特会から生じる利子でございます。

3項の雑入ですが、前年度と同様の予算計上でございます。

最後になりましたけれども、これらの予算等につきましては、2月28日の国民健康保険運営協

議会でご諮問いたしましたして了承を得ているところでございます。以上でございます。

○議長（伊藤福章君） 以上で、平成20年度美郷町国民健康保険特別会計予算の説明が終わりました。

これにて、昼食のため午後1時まで休憩します。

（午後0時07分）

○議長（伊藤福章君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

（午後1時00分）

◎議案第40号の上程、説明

○議長（伊藤福章君） 日程第3、議案第40号 平成20年度美郷町老人保健特別会計予算を上程し、議題といたします。

議案を朗読いたします。事務局長。

（事務局長朗読）

○議長（伊藤福章君） 内容の説明を求めます。福祉保健課長。

○福祉保健課長（辻 一志君） ご説明いたします。

今回、老人保健特別会計に計上しております費用につきましては、20年3月診療分にかかわるものでございます。また、20年4月以降資格関係の遡及やレセプトの過誤調整などが発生する可能性もあり、さらに社会保険診療報酬支払基金への拠出金の確定が制度上2年後になりますので、平成22年度までは老人保健関係業務は継続するとされているところでございます。

歳入から順にご説明いたします。143ページをごらん願います。

1款1項の支払基金からの交付金ですが、医療費に対する医療保険者拠出金から交付されるもので、医療諸費の5割となっております。審査支払手数料につきましては、全額交付されてきます。

2款1項の国庫負担金ですけれども、医療諸費の12分の4でございます。

3款1項県負担金は、12分の1の定率負担になっております。

それから4款の繰入金でございますけれども、次ページをお願いいたします。これにつきましては、老人保健に対する町の負担分で、県と同じく12分の1でございます。

5款以降につきましては、前年度同様存置としております。

次に、歳出でございます。145ページになります。

1款1項医療諸費ですけれども、先ほど来申し上げましているとおり20年3月分の医療諸費を計上してございます。その他の項目につきましては、前年同様存置でございます。以上です。

○議長（伊藤福章君） 以上で、平成20年度美郷町老人保健特別会計予算の説明が終わりました。

◎議案第41号の上程、説明

○議長（伊藤福章君） 日程第4、議案第41号 平成20年度美郷町簡易水道事業特別会計予算を上程し、議題といたします。

議案を朗読いたします。事務局長。

（事務局長朗読）

○議長（伊藤福章君） 内容の説明を求めます。建設課長。

○建設課長（鈴木 隆君） 簡易水道事業特別会計についてご説明いたします。

初めに159ページ、歳出をお願いいたします。1款1項1目一般管理費でございますが、主なものは人件費のほか、13節のメーター検針委託料12名分、23節に過徴収に伴う19年度分の還付金を計上しております。また、加入促進や未普及地域解消事業の経費といたしまして、11節に印刷費、12節に郵便費用等を計上しております。

次のページをお願いいたします。2項1目の施設管理費でございますが、これは町内11地域の簡易水道施設の維持に要する経費でございます。11節の施設光熱水費ほか、千畑中央地区の観測ろ過池の防護盤設置費、12節の水質検査手数料、13節の施設管理委託料が主なものでございます。また、18節にメーター購入費を計上しております。

次のページで、3項1目簡易水道整備事業費でございますが、これは15節の六郷東部地区簡易水道及び畑屋地区簡易水道統合事業の工事費及び設計委託料でございます。六郷地区は、配管敷設3,180メートル、消火栓12カ所を予定しております。また、畑屋地区は配水管3,538メートル、消火栓12カ所設置を予定しております。

2款1項1目23節でございますが、これは償還元金及び繰上償還元金を計上しております。2目23節は、償還利子及び繰替利子でございます。

3款1項1目には予備費を計上しております。

155ページ、歳入をお願いいたします。1款1項1目1節負担金でございますが、六郷東部地

区・畑屋地区簡易水道事業におきます消火栓設置負担金24基分と、加入分担金50基分を計上しております。

2款1項1目1節現年度分水道使用料でございますが、前年度実績で計上しております。2節滞納繰越分は、存置としております。2項1目につきましては、1節工事事業者指定手数料1件分、2節は工事検査手数料60件分を計上しております。3節は存置としております。

3款1項1目1節簡易水道事業費補助金でございますが、これは六郷東部・畑屋地区簡易水道事業に対します補助金で、六郷地区は10分の4、畑屋は3分の1の補助率でございます。

次のページをお願いいたします。4款1項1目1節は基金利子でございます。

5款1項1目1節は一般会計からの繰入金でございます。2項1目1節は、千畑中央ろ過池防護柵設置のために、基金から繰り入れるものでございます。

6款1項1目1節は前年度繰越金でございます。

7款1項1目、2目、3目は存置でございます。2項1目1節は預金利子でございます。3項1目1節は存置、2目1節も存置でございます。2節は取替メーター器のスクラップ収入でございます。

8款1項1目は簡易水道事業債でございますが、1節は六郷地区簡易水道事業費及び畑屋地区簡易水道事業債、いずれも補助残が対象でございます。2節は簡易水道事業債の借りかえによるものでございます。以上でございます。

○議長（伊藤福章君） 以上で、平成20年度美郷町簡易水道事業特別会計予算の説明が終わりました。

◎議案第42号の上程、説明

○議長（伊藤福章君） 日程第5、議案第42号 平成20年度美郷町下水道事業特別会計予算を上程し、議題といたします。

議案を朗読いたします。事務局長。

（事務局長朗読）

○議長（伊藤福章君） 内容の説明を求めます。建設課長。

○建設課長（鈴木 隆君） 下水道事業特別会計についてご説明いたします。

181ページ、歳出をお願いいたします。1款1項1目一般管理費でございますが、職員及びメーター検針の人件費が主なものです。23節には過徴収還付金と、そのほか加入促進を図るためのア

ンケート調査などの通信費を12節に計上しております。

次のページをお願いいたします。1款2項1目施設管理費でございますが、水道施設の維持管理委託・修繕・使用料徴収に関する事務経費と、18節のメーター購入費、19節の雄物川流域下水道維持管理費等の負担金でございます。また、水洗便所幹旋利子補給分として、5人分を計上しております。

3項1目下水道事業費でございますが、13節の実施設計・詳細設計の委託料及び15節の赤城地内の55メートルの管敷設工事、19節の流域下水道建設事業費の負担金が主なものでございます。

2款1項1目23節でございますが、償還元金・繰上償還元金でございます。2目23節は、償還利子及び繰替利子と還付加算金でございます。

3款1項1目には、予備費を計上しております。

177ページ、歳入をお願いいたします。1款1項1目1節の負担金でございますが、実績及び新規接続20戸見込みで計上しております。2節の滞納繰越分は、存置としております。

2款1項1目1節は、現年度分下水道使用料でございますが、前年度実績で計上しております。2節滞納繰越分でございますが、存置としております。2項1目につきましては、1節は工事事業者指定登録手数料10件分、2節の手数料につきましては存置としております。

3款1項1目1節の下水道事業費補助金でございますが、20年度予定しております赤城地内工事に対する補助金でございます。補助率は2分の1でございます。

次のページでございます。4款1項1目1節は、一般会計からの繰入金でございます。

5款1項1目1節は、前年度繰越金でございます。

6款1項1目、2目、3目は、存置としております。6款2項1目1節は、預金利子でございます。

7款1項1目につきましては、1節から4節までは事業実施に伴う借入金、借換金でございます。

大変失礼しました。1款1項1目1節の負担金につきましては、前年度実績という説明をいたしましたが、対象者が減っております。そのため、減額としております。以上でございます。

○議長（伊藤福章君） 債務負担。お願いします。

○建設課長（鈴木 隆君） 失礼しました。

172ページの債務負担行為でございますけれども、水洗便所の改造資金幹旋利子補給ということで、20年度分といたしまして5件の使用を計画しております。21年から25年分ということで、50

万8,000円を予定しております。

それから、起債につきましては、それぞれ雄物川流域下水道事業、公共下水道整備事業、資本費平準化債、下水道事業債の借りかえによるものでございます。以上でございます。

○議長（伊藤福章君） 以上で、平成20年度美郷町下水道事業特別会計予算の説明が終わりました。

◎議案第43号の上程、説明

○議長（伊藤福章君） 日程第6、議案第43号 平成20年度美郷町農業集落排水事業特別会計予算を上程し、議題といたします。

議案を朗読いたします。事務局長。

（事務局長朗読）

○議長（伊藤福章君） 内容の説明を求めます。建設課長。

○建設課長（鈴木 隆君） 農業集落排水事業特別会計についてご説明いたします。

203ページ、歳出をお願いいたします。1款1項1目一般管理費でございますが、主なものは人件費のほか、使用料のお知らせや加入促進に伴う事務経費と、23節の消費税でございます。また、23節には過徴収に伴います還付金を計上しております。

次のページをお願いいたします。1款2項1目施設管理費でございますが、これは町内6地域の集落排水施設の通常の維持管理に要する経費が主なものでございます。15節に一丈木ブローア取替工事、県道角六線歩道設置工事に伴いますマンホール調整移設工事費として計上しております。18節には、メーター購入費を計上しております。

2款1項1目23節ですが、償還元金及び繰上償還元金を計上しております。2目23節は、償還利子でございます。

3款1項1目には予備費を計上しております。

199ページをお願いいたします。199ページ、歳入でございます。1款1項1目1節でございますが、仙南地域1戸の加入分担金を計上しております。

2款1項1目1節の現年度分使用料でございますが、前年度実績で計上しております。2節の滞納繰越分は、存置としております。2項1目1節の督促手数料は、存置としております。

3款1項1目1節は、基金利子でございます。

次のページをお願いいたします。4款1項1目1節は、一般会計からの繰入金でございます。

5款1項1目1節は、前年度繰越金でございます。

6款1項1目、2目、3目は、存置としております。2項1目1節は、預金利子でございます。3項1目1節は、存置としております。2節につきましては、県道角六線歩道設置工事に伴いますマンホール、公共柵の移設工事補償料でございます。

7款1項1目1節につきましては事業債の借り入れ、2節につきましては借り入れに伴う借りかえでございます。

196ページの地方債でございますけれども、資本費平準化債、それから農業集落排水事業債借換は、20年度分の借りかえということでございます。以上でございます。

○議長（伊藤福章君） 以上で、平成20年度美郷町農業集落排水事業特別会計予算の説明が終わりました。

◎議案第44号の上程、説明

○議長（伊藤福章君） 日程第7、議案第44号 平成20年度美郷町後期高齢者医療特別会計予算を上程し、議題といたします。

議案を朗読いたします。事務局長。

（事務局長朗読）

○議長（伊藤福章君） 内容の説明を求めます。福祉保健課長。

○福祉保健課長（辻 一志君） ご説明いたします。

後期高齢者医療に関する条例案でもご説明いたしましたが、後期高齢者医療における市町村業務は、申請書類の受け付けや保険証の引き渡しなどの窓口業務と徴収に関する業務でございますので、予算の関係も市町村業務の範囲となっております。給付などの基本的な事業につきましては、広域連合の事務になります。なお、美郷町の後期高齢者医療の被保険者は、制度発足当初段階で75歳以上が3,860人、障害による後期高齢の加入者は237人で、合計4,096人と見込んでいるところでございます。

歳入からご説明いたします。217ページをお願いいたします。1款1項ですが、昨年の11月に当初予算編成のために広域連合が試算した保険料収入の額でございます。美郷町におきましては、特別徴収分が9割、普通徴収分1割と見込んでおりまして、この段階で1人当たりの平均保険料は3,800円前後となる見込みとなっております。ただ、社会保険の被扶養者に対する保険料凍結などの経過措置については調整しておりませんので、今後経過措置の調整を行えば変わってくることから、広域連合からは今回示した保険料については当初予算の暫定措置という説明を受けてい

るところであり、本算定は8月になる予定でございます。

2款は督促手数料で、今年度当初は存置となっております。

3款は一般会計からの繰入金で、徴収に要する費用と保険料軽減分についての繰り入れでございます。

4款諸収入については、すべて存置です。

次に、219ページをお願いいたします。歳出ですが、1款の徴収費は納付書の印刷や送付に係る費用でございます。

2款の後期高齢者医療広域連合への納付金ですが、保険料収入と保険料軽減分の保険基盤安定繰入金などの合計額でございます。

3款は、保険料の還付金です。

4款は予備費で、これも存置で置いてございます。以上でございます。

○議長（伊藤福章君） 以上で、平成20年度美郷町後期高齢者医療特別会計予算の説明が終わりました。

◎散会の宣告

○議長（伊藤福章君） 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

これにて本日の会議を閉じます。

明日、午前10時本会議を再開いたします。

ご苦労さまでした。

（午後1時27分）